

## ナビゲーション・インストラクター養成講座認定講師（マイスター）委嘱に関する内規

公益社団法人日本オリエンテーリング協会  
普及・指導委員会  
(ナビゲーション・インストラクター資格認定小委員会)

ナビゲーション・インストラクター養成講座認定講師（マイスター）を委嘱する者は、原則として以下の条件を満たす者とする。

- ① 公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「JOA」という）会員およびJOA理事会の推薦があること。
- ② ナビゲーション・インストラクターであること
- ③ 読図に関する講習会研修会等の講師を30日以上していること。うち2分の1は参加者が公募されたものであること。
- ④ ナビゲーション・インストラクター養成講座のアシスタントを務めたことがあること。
- ⑤ 委嘱にあたっては、(a)これまでの読図活動についての簡単な履歴、(b)講師をしたことがある研修会について、名称・期日・場所・主催団体を記したリストを提出し、公益社団法人日本オリエンテーリング協会普及・指導委員会ナビゲーション・インストラクター資格認定小委員会に提出すること。

ただし、制度発足時はこれによらず①③を踏まえて、⑤の手続きを実施する。

この内規は、平成30年6月20日より施行する。

令和4年8月27日 改訂